

みどり通信

第225号 2016. 2. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 財務・給与システム活用事例	P11
● 社会保険	P4	● これからのお研修	P12
● 税務	P5	● あとがき	P12
● 生命保険	P9	● 営業カレンダー	P13
● 損害保険	P10		



昨年度までは1月に経営方針発表会を開催しておりましたが、28年方針発表会はひと月早い12月に開催し、1月より全員で目標に向かってスタートしました!!



28年度経営方針発表会開催（12月25日）

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、2月5日のホームページ掲載のものからです。

『環境変革型』『環境改善型』に・・・

私たちの脳は、普段から何を思って過ごしているかを学習し、思っていることを実現しようと、実現しようと働いています。

プラスのことを思えば、プラスの行動に。マイナスのことを思えば、マイナスの行動に。面白いように、思っていることを実現していきます。だから、思考は実現するんですね。

もう少し言うと、その思いを“繰り返している”から。繰り返していることが潜在意識に記憶されると、そのことを意識しなくてもできるようになります。この潜在意識にある記憶のネットワークがどうなっているか。これが決め手になります。

将来を変えたければ、繰り返すことを変えることです。何を思い、どんな言葉を使い、どのような表情、態度を繰り返すのか。すべて自分で決めることができます。どうせなら、プラスに思い、プラスの言葉を使い、プラスの表情、態度をつくっていきたいですよね。

皆さんは、毎日の思い、言葉、表情、態度をどのように変えていきますか？西田文郎先生が、書かれた文章を見つけました。

… 従来の学説では、組織に帰属しているメンバーは、2:6:2の比率に別れ能力の差が出来ると言わされてきました。これは不思議なことに、組織とはどのような組織でも上に20%位優秀な人材が出来、次に60%位平均的な能力の人材が出来、そして、下に2

0%位能力の低い人材が出来てしまうというものです。

私たちの研究所では、これまで多くの組織の人の心理分析を行ってきましたが、その分析結果をよりセグメントすると組織には5種類のタイプの方が存在しています。

1. 環境変革型(約5%)

組織に帰属しているメンバーの中で、いかなる否定的な環境に置かれても環境に影響されず、モチベーションが低下しない凄いプラス思考で自信満々のタイプが存在する。それが「環境変革型」で、このタイプは勝ち組の中でも1~5%位しかいない。カリスマ性がある為、他のタイプから特別視されている。一代で何かとてつもないことをやり遂げるのがこのタイプで結果的に「凄い人」「天才」等と言われる。

2. 環境改善型(約10%)

現在の環境をより良く改善しようとするタイプで、やはり組織の中の勝ち組みのプラス思考人間である。組織内では優秀なタイプと判断されている。このタイプは上のとてつもない願望力とカリスマ性のある「環境変革型」に強いコンプレックスを持っている。そのコンプレックスが憧れという良い形となって本人のエネルギーとなっている。

3. 環境順応型(約35%)

このタイプは環境に順応し、その環境の中の常識の枠にとらわれているため環境の変化や外発的動機づけによりモチベーションが変化している。プラス思考の人と付き合うとプラス思考になり、マイナス思考の人と付き合うとマイナス思考になる。どのようなリーダーと出会うか、どのような場に置かれるかによって能力に大きな差が出るタイプ。

4. 環境逃避型(約45%)

このタイプは組織の中の負け組みで、その経験から成功願望を描けず失敗恐怖が先に立ち「どうせ自分はこんなもの」というイメージがある。マイナス思考のため自分を正当化する自己防衛本能が働き、「グチ」や「不満」を言っている。その為に付き合う人も無意識の内に自分の「グチ」や「不満」を聞いてくれるタイプを選ぶため、

上の「環境変革型」タイプの人との付き合いはない。しかし、不思議なことに上の「環境変革型」にコンプレックスを感じていない。それどころか「環境変革型」を自分にはない能力を持っている特殊な人と認めている。

5. 環境破壊型(約 5%)

このタイプは悪いのは環境や周りの人間であるという被害者意識で物事をとらえがちな人間。時には環境を破壊しようとするモチベーションの持ち主で、「環境変革型」や「環境改善型」にも反発することも。

優秀な人材になるのは簡単です。毎日をプラス思考で生きている「環境変革型」「環境改善型」タイプになれば良いのです。

あなたも心の中のもう一人の自分を素直な自分にして一日を有意義なものにするように心掛けてください…

まさに、言葉は言霊！プラス言葉、プラスイメージで、プラス思考の方々とつきあうことにより、人生を充実していきたいものですね。
毎日をプラス思考に生きるために、「明・元・素」ポスターは最高ですよ。残部がありますので、ご希望の方はご連絡いただければ幸いです。

http://www.arigato.co.jp/book/book_poster.html

税理士 山 口 昇



社会保険料控除 Q&A

Q 扶養している私の妻の公的年金から介護保険料が特別徴収されている場合、私の社会保険料に加えて妻の介護保険料についても私が社会保険料控除の適用をうけることができますか？

A 介護保険料などの社会保険料が、あなたの妻の公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは妻になります。したがって、あなたが支払った社会保険料ではありませんから、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

Q 後期高齢者医療制度の保険料を、年金から特別徴収された場合と口座振替により支払った場合、社会保険料控除の扱いはどのようにになりますか？

A 社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は自己の生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることになります。平成20年4月から実施されている後期高齢者医療制度では、原則として、その保険料が年金から特別徴収の方法により徴収されています。この場合、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。一方、平成21年4月以降の保険料については、市区町村等へ一定の手続きを行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った方(被保険者又は被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限ります)に社会保険料控除が適用されます。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



税務

確定申告の時期になりました！

平成27年分の確定申告の時期がやってまいりました。申告に必要となる資料準備や確認作業等はもうお済みでしょうか？

所得が複数あり、確定申告・納税が必要というかたはもちろんですが、確定申告することで認められる控除等があり、年末調整だけでは源泉税等が納めすぎて、そのままにしておくと不利益なケースも見受けられます。

今一度、ご自身やご家族の昨年一年間についての振り返りをお願いします。

◇平成27年分の所得税から適用される主な改正事項◇

今回の平成27年分の確定申告から適用となる改正点について、以下に簡単に掲げてみましたが、一般的な方については前年に比べて大きく変更となる内容はありません。詳細は、国税庁HP等をご参照下さい。

○平成24年度の改正事項のうち、平成27年分の所得税から適用される主なもの

国外財産調書の提出制度(国外送金法5等)について、国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が設けられました。

○平成25年度の改正事項のうち、平成27年分の所得税から適用される主なもの

所得税の税率(所法89)について、次のとおり改正が行われました(所法89①)。

	改正前	改正後
課税される所得金額	195万円以下の金額	195万円以下の金額
税率	5%	5%
課税される所得金額	330万円以下の金額	330万円以下の金額
税率	10%	10%
課税される所得金額	695万円以下の金額	695万円以下の金額
税率	20%	20%
課税される所得金額	900万円以下の金額	900万円以下の金額
税率	23%	23%
課税される所得金額	1,800万円以下の金額	1,800万円以下の金額
税率	33%	33%
課税される所得金額	1,800万円超の金額	4,000万円以下の金額
税率	40%	40%
課税される所得金額	—	4,000万円超の金額
税率	—	45%

○平成26年度の改正事項のうち、平成27年分の所得税から適用される主なもの

- ・公的年金等に係る確定申告不要制度(所法121)について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者はこの制度を適用できないこととされました。
- ・試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法10)について、適用期限を平成29年まで3年延長する等の一定の改正が行われました。
- ・所得税の額から控除される特別控除額の特例(措法10の6)について、その年分の総所得金額に係る所得税額から控除できる税額控除可能額の合計額がその年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の90相当額に引き下げられました。
- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却(措法13)について、対象資産から構築物及び車両運搬具が除外された上で、その適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。

◇申告の期限、納付期限について◇

平成27年分確定申告の、申告及び納付の期限は、以下の通りです。

- ・所得税及び復興特別所得税・・・平成28年3月15日（火）
- ・消費税及び地方消費税・・・平成28年3月31日（木）
- ・贈与税・・・平成28年3月15日（火）

確定申告書の提出期限と納税の期限は、原則として同じ日になります。そのため、申告書の提出後において、税務署から納付書が送付されたり納税通知書等のお知らせが届いたりはしませんので、ご注意下さい。

※納税に際しては、口座振替の利用をおすすめいたします。

所得税及び復興特別所得税、個人事業者にかかる消費税及び地方消費税の納税には、預貯金口座からの振替納税が利用できます。振替納税を利用する場合の振替日は、平成27年分確定申告の場合、

- ・所得税及び復興特別所得税・・・平成28年4月20日（水）
- ・消費税及び地方消費税・・・平成28年4月25日（月）

となっています。振替納税の注意点は以下の通りです。

①初めて利用される方は、口座振替の依頼書を納税の期限までに所轄の税務署又は口座振替を利用する金融機関に提出していただくことが必要です。

②申告期限までに申告書が提出された場合に限り、振替納税制度を利用するすることができます。

③残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限（所得税等は平成28年3月15日、消費税等は平成28年3月31日）の翌日から完納の日までの期間の延滞税を本税に併せて納付する必要があります。この場合、口座振替ではなく現金又は電子納税にて納付しなければなりません。振替日の前には預貯金残高をご確認いただき、残高不足の無いようお気を付け下さい。

④転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要となります。

⑤インターネット専用銀行等の一部など、振替納税が利用できない場合がありますので、利用の可否については取引先の金融機関にご確認下さい。

⑥対象となる税目ごとに手続きが必要となります。例えば、所得税の振替納税手続きがお済みの方で、新たに消費税及び地方消費税の申告・納税が必要となった場合に、消費税及び地方消費税の振替納税の手続きをしないと、所得税は振替納税、消費税は納付書で現金納付ということになります。

※贈与税については、振替納税の制度はありませんので、ご注意下さい。

◇延納制度について◇

所得税及び復興特別所得税と、贈与税の納税にあたっては、「延納」の制度があります。（注　消費税には、延納制度はありません。）

所得税及び復興特別所得税の確定申告分については、平成28年3月15日まで（振替納税の場合は4月20日）に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を平成28年5月31日（火）まで延長することができます。（延納期間中は、年1.8%の割合で利子税がかかります。）

贈与税の延納については、納税の期限までに金銭により一時に納付することを困難とする事由がある場合で、その期限までに申告書及び担保提供関係書類を提出するなど、一定の要件を満たすときには、5年以内の年賦による延納することができます。延納期間中は、年6.6%の割合で利子税がかかります。

個人番号カード及び住民基本台帳カードに関する 重要なお知らせ

以下は、いわゆるマイナンバーカードなどについてのお知らせです。

1 個人番号カードの交付申請を予定されている方への重要なお知らせ

e-Tax で申告手続等を行うために個人番号カードの交付申請を予定されている方は、個人番号カードの発行状況が、地方公共団体情報システム機構が提供している個人番号カード総合サイトに掲載されていますので、「個人番号カードの交付申請を予定されている方への重要なお知らせ」をご確認ください。

2 個人番号カードを取得された方へのお知らせ

個人番号カードを利用して、e-Tax により申告等手続等を行う場合は、個人番号カードの電子証明書を e-Tax に登録する必要があります。

また、既に住民基本台帳カードの電子証明書を e-Tax に登録している場合についても、新たに取得した個人番号カードの電子証明書を e-Tax に再登録する必要があります。

詳しくは、「個人番号カードを取得された方へのお知らせ」をご確認ください。

3 「個人番号カード」に対応した IC カードリーダライタについて

個人番号カードに対応した IC カードリーダライタについては、地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証サービスポータルサイトにて公開されており、 「「個人番号カード」に対応した IC カードリーダライタについて」をご確認ください。

4 住民基本台帳カードを利用されている方への重要なお知らせ

住民基本台帳カードに搭載された電子証明書の有効期間は 3 年となっていますが、個人番号カードの導入に伴い、留意事項がございますので、「住民基本台帳カードを利用されている方への重要なお知らせ」をご確認ください。

所得税の確定申告は、所得の内容や家族構成その他、その年における皆さん一人一人の担税力を考慮した税額計算の仕組みとなっています。

個々の状況により、それぞれ細かい規定等がありますので、まずは早めに担当スタッフまで遠慮無くご相談・お問い合わせをお願い致します。

<西丸 保幸>

今回のテーマ

企業年金について

今回からは、従業員の退職金制度として数多くの企業に採用されている企業年金について、複数回に分けて解説を試みます。

- 厚生年金基金には、企業単体で構成する『単独型』、企業グループで構成する『連合型』、地域や同業種のグループで構成する『総合型』の3種類に分類されます。
- 2000年代に入って、『単独型』『連合型』の基金の多くは解散や代行返上を行ったため、現存する基金の約8割は『総合型』となっています。

→今回は、某厚生年金基金『総合型』の財務状況です。いったいどのような問題があるのでしょうか。

* 下記財務状況は特定の厚生年金基金の財務分析を目的として掲載しているものではありません。

年金経理（年金資産と退職年金給付の経理）（単位：千円）

貸借対照表 〔平成25年3月31日現在〕		損益計算書 〔平成24年4月1日 至 平成25年3月31日〕	
資産	勘定	負債	勘定
科 目	決算額	科 目	決算額
預 資 金	11,611	未 払 運 用 費 等	4,641
未 収 諸 金	123,908	未 払 業 務 委 托 費	7,519
未 収 政 府 負 担 金	13,309	未 払 定 年 金 理 人 費	420
未 収 返 納 金	101,433	未 払 給 付 費	200,408
信 貸 資 産	6,294,849	未 払 移 挂 金	20,774
当 年 度 不 足 金	873,962	最低責任準備金	△ 2,685,374
		最低責任準備金	9,505,596
		最高責任準備金	365,088
【基金の資産】 代行部分を大幅に割っている。		【最低責任準備金】 厚生年金(国)からの代行部分で、国に返済が必要	
計	7,419,072	計	5,951,260

- 基金が保有している資産が、国から代行している厚生年金部分(最低責任準備金)を大幅に割り込んでおり、この状態を『代行割れ』といいます。また財務内容の悪化に伴い、特別掛金が膨らんでいます。
- 代行部分を国に返済しても、借金が残る状態で、不足分は厚生年金基金加入企業が国に返済していく必要があります。

豆知識シリーズ：
「現代のがん治療」

「患者さん中心のがん治療」を実現するために、医療の現場で大切にされているのがQOL(クオリティ・オブ・ライフ)という考え方です。患者さんが人間らしい生活を送り、幸せを感じられる医療がどれだけ実現できているかを示します。がん治療の為に仕事を辞めたり、強い痛みや副作用に苦しむのは、患者さんにとってよい治療とはいえません。現代のがん治療は、がんになつても今まで通りの生活を続けられるようなQOLの高い医療を目指しているのです。

<例1>痛みや副作用の少ない治療

従来の治療

腹部を大きく開く手術では、術後の痛みが強く回復にも時間がかかるといわれていました。

腹腔鏡手術で

QOL重視

術後の痛みが少なく、短期間で退院することも可能といわれています。

<例2>今まで通りの生活を重視した

従来の治療

放射線の治療でも、入院が必要なことが多くありました。

最近では…

QOL重視

通院で行える
放射線治療も増えています。

戦後、医学の進歩により感染症などが原因で亡くなる人は大幅に減少しましたが、人口構成の高齢化などによって、がんに罹る人の数は増え続け、じつに国民の3人に1人が「がん」で尊い命を落としています。そのがん治療の最前線に迫っていかたいと思います。

また、今回は企業年金制度について解説をしてみました。多くの中小企業が加入している厚生年金基金『総合型』では、近年の運用環境の悪化や受給者の増大等を受け、代行割れが問題になり解散が相次いでいます。これは従業員にとって老後の生活に欠かせない退職金制度がなくなる、もしくは減額と同義であり、大きな不安を抱えることになるでしょう。

自動車保険

「人身傷害保険」

「人身傷害保険」は自動車事故によりご自身・ご家族・搭乗中の方々が死傷した場合に補償される保険です。「対人賠償責任保険」、「対物賠償責任保険」と同様に、自動車保険には欠かせない保険です。

●例えばこのような事故の時に補償されます。

被保険者Aさんの車とBさんの車が交差点で出会い頭に衝突。

Aさんが入院6ヶ月のケガをした場合。

(Aさんの責任割合(過失割合)が70%の場合の一例)

Aさんの損害額	Aさんの責任割合	Aさんの負担額
500万円	× 70%	= 350万円

Aさんには責任割合に関係なく、Bさんからの賠償に先行してAさん
人身傷害保険から**500万円**が支払われます。

なお、Aさんの損害額500万円うち、Bさんの責任割合30%の150万円
については、Bさんの対人賠償責任保険からAさんの保険会社に支払
われることとなります。(先行全額払)

●万一の事故でも十分な補償が得られるように、 保険金額は十分な金額で設定しましょう。

【総損害額事例】

年齢	扶養家族	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25才	有(1名)	8,000万円	1億6,000万円
	無	7,000万円	
35才	有(2名)	8,000万円	1億5,000万円
	無	6,000万円	
45才	有(2名)	7,000万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	
55才	有(2名)	6,000万円	1億2,000万円
	無	5,000万円	
65才	有(1名)	4,000万円	9,000万円
	無	3,500万円	

*保険金額は車に乗車されている人の年齢、収入、扶養家族の有無等に基づいて上記の年齢別の「総損害額例」を参考に十分な金額で設定することが必要です。担当 星野

マイナンバー対応もバッチリ! 今、TKCシステム導入をおすすめします

今がチャンス！ 3つのシステムで会社を守ります！

1 マイナンバー対応（PXまいポータル）※給与計算システム利用が前提となります

従業員皆様に安心いただけます！

- 従業員のマイナンバーをクラウド環境で安全に保管できます。保管場所のTKCのTISCは、日本初ISO/IEC 27018の認証を取得！

従業員にマイナンバーが届いた今がチャンス！
紛失、漏洩のリスクから会社を守ります！



2 給与計算システム（PXシリーズ、あんしん給与）

法令に準拠した給与計算を簡単に行うことができます！

- 法令改正に迅速・正確に対応 システムを適時にレベルアップしています
- 支給データから社会保険・労働保険に関する届出書類を作成できます
- 毎月の給与事務にかかる時間を大幅短縮できます

1年間の起点となる今（1月）がチャンス！
コンプライアンスの徹底で会社を守ります！

3 会計システム（FXシリーズ、しっかり会計）

意思決定を支援し、金融機関の信頼度も向上します！

- 「365日変動損益計算書」を通じて、経営者の意思決定を支援します
- 金融機関から信頼されているシステムです
- TKC経営指標（BAST）を活用し、同業他社比較ができます
- 改正消費税対応も安心！仕入税額控除の適用要件にも完全対応しています
- 社長のための一発回答ボタン“社長メニュー”をご用意しています
- FinTechに対応した銀行明細自動仕訳読み込み機能搭載予定！（6月）



改正消費税（軽減税率）に対応するなら、準備期間を含めて、今がチャンス！
財務経営力向上と金融機関からの信頼度アップで会社を守ります！

パソコンとインターネット環境があればOK
システムの導入、運用は、当事務所がご支援します！

これからのお研修

● 原点の会

三条商工会議所

3月29日（火） 9:00 ~ 11:15



あとがき

先週の大雪は雪に慣れている私たちでも、短時間で一気に降ったり気温が低い日が続いたりしたせいか影響が大きかったようですね。

そんな中、

- ・「国道が大渋滞で出勤しても現場に行けないと判断で、自宅待機を指示された社長」
- ・「工業団地からの帰りの渋滞を見越され終業時間を繰り上げられた社長」
- ・「休日返上で除雪された社長」
- ・「従業員の給食弁当の配達が来れなかつたので、カップラーメンの備蓄をはじめられた会社」など臨機応変な判断や教訓への素早い対応などたくさん気付きました。

宮本 隆夫

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp